

平成二十七年三月十三日受領
答弁第一〇九号

内閣衆質一八九第一〇九号

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する第三回
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する第

三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、これを公表すれば、関係各国等との信頼関係に影響を及ぼし、また、テロリスト等に対して政府の具体的な対応が明らかになる等、類似の事案における対応を含め、今後の対応に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年二月十三日内閣衆質一八九第四〇号。以下「前回答弁書」という。）三及び四についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねについては、衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国会における証言に関する質問に対する答弁書（平成二十年二月十二日内閣衆質一六九第四八号）四についてでお答えしたとおりである。

四について

お尋ねについては、前回答弁書五及び六についてでお答えしたとおりである。